



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ネットイヤーグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 石黒 不二代
(コード番号 3622 東証マザーズ)
問合せ先 取締役事業推進部長 篠塚 良夫
(TEL. 03-6369-0550)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 17 回定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行目的

- ・当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することを通じて、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ります。
- ・取締役会が業務執行の決定権を取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離し責任を明確化するとともに、経営の意思決定を迅速化することで、更なる企業価値の向上を図ります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ③ その他、上記の変更に伴う、条数の変更、字句の修正等所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (員数)</p> <p>当社の取締役は 11 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 20 条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. (条文省略)3. (条文省略) <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 21 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行通り)</p> <p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none">3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条～第 18 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (員数)</p> <p>当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 11 名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u> <p>第 20 条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. (現行通り)3. (現行通り)4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <p>第 21 条 (任期)</p> <p>取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定め</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行通り)</p> <p><u>第27条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p>第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそ</u></p>
--	--

<p>る。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 30 条 (員数)</p> <p>当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>第 31 条 (選任方法)</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>れ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (現行通り)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 31 条 (監査等委員会の招集権者)</p> <p>監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</p> <p>第 32 条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第 33 条 (監査等委員会の決議の方法)</p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第 34 条 (常勤の監査等委員)</p> <p>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第 35 条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第32条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

<p>第 38 条～第 39 条（条文省略）</p> <p>第 40 条（報酬等） <u>会計監査法人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 41 条～第 43 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 44 条～第 45 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設） （新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 36 条～第 37 条（現行通り）</p> <p>第 38 条（報酬等） <u>会計監査法人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 39 条～第 41 条（現行通り）</p> <p>第 42 条（<u>剰余金の配当等の決定機関</u>） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 43 条～第 44 条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条（<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>） <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 17 回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 2 条（<u>社外監査役の実任免除に関する経過措置</u>） <u>第 17 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>第 3 条（<u>削除</u>） <u>前 2 条及び本条は、平成 38 年 6 月 30 日を持って削除するものとする</u></p>
---	---

3. 日程

平成 28 年 6 月 22 日（予定） 株主総会開催日
平成 28 年 6 月 22 日（予定） 定款変更の効力発生日

以 上